

## 規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	建設業法施行令の一部を改正する政令
規制の名称	(1)工事現場の技術者の配置要件に関する規制の合理化
規制の区分	改正(緩和)
担当部局	国土交通省土地・建設産業局建設業課
評価実施時期	令和2年3月26日
規制の目的、内容及び必要性等	<p>(1)監理技術者の配置要件の合理化  改正法において、元請の監理技術者に関し、これを補佐する制度を創設し、監理技術者を補佐する者がいる場合は元請の監理技術者の複数現場の兼任を容認すると定められたが、以下の事項について本政令案において規定する。  (i)監理技術者を補佐する者は、施工しようとする建設工事に関して、主任技術者であって、当該建設工事の施工の管理を行うために必要な知識及び能力を有する者とする。  (ii)監理技術者が兼任できる現場の数は2とする。</p> <p>(2)特定専門工事の対象となる建設工事における主任技術者の配置要件の合理化  改正法において、土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的である等として政令で定めるものであり、当該建設工事の下請契約における注文者で建設業者であるもの(以下「元請負人」という。)がこれを施工するために締結した下請契約の請負代金の額が政令で定める金額未満である等の要件を満たした建設工事(以下「特定専門工事」という。)について、当該建設工事の元請負人が、予め当該建設工事の注文者の承諾を得て、元請負人及び下請負契約における請負人(以下、「下請負人」という。)の合意により、下請負人の置く主任技術者が行うべき施工の技術上の管理を元請負人の置く主任技術者が併せて行うことができるとし、この場合において、当該下請負人は主任技術者を置くことは要しないこととすると定められたが、以下の事項について本政令案において規定する。  (i)特定専門工事は、鉄筋工事、大工工事又はとび・土工・コンクリート工事のうち、コンクリートの打設に用いる型枠の組立てに関する工事とする。  (ii)特定専門工事は、下請契約の請負代金の額が3,500万円未満となるものとする。  (iii)主任技術者の配置の合理化を行うことを当該工事の注文者が承諾する際、当該承諾を書面ではなく電磁的措置を用いて行う場合は、その種類及び内容</p>
直接的な費用の把握	
(遵守費用)	<p>(1)に記載する規制緩和措置については、当該規制緩和に係る遵守費用として、監理技術者が兼任する工事現場において、監理技術者補佐をそれぞれ専任で配置するための費用が発生する。ただし、当該遵守費用については、建設業者が監理技術者を兼任させる工事現場の数が請負契約数によって異なるとともに、工期が施工する工事内容の規模や複雑さによって異なるため、一律に定量的に把握することは困難であるが、監理技術者補佐を兼任に係る2つの工事現場にそれぞれ1名配置に要する費用について、施工管理業務を行う総所要時間を200時間と仮定した場合、約80.8万円と推定できる。</p> <p>&lt;参考&gt;  平均給与額(年間)÷年間総労働時間(事業所規模30人以上)=監理技術者補佐の時給  ((281,200円+318,500円)÷2)×12)÷1,781時間=2,020円  2,020×200×2=808,130円  (平均給与額及び年間総労働時間については、「労働統計要覧」(平成29年)により、大学・大学院卒、25～29歳及び30～34歳、勤続年数5～9年の者の給与額を引用。)</p> <p>(2)に記載する規制緩和措置については、特段の遵守費用は発生しない。</p>
(行政費用)	<p>(1)、(2)に記載する規制緩和措置は、いずれも、技術者配置が適切に行われているかを確認するための監督費用が生じるが、現行制度下においても工事現場において技術者配置が適正かどうかを含め、工事現場における建設工事の適正な施工の有無につき立ち入り検査等により確認を行っているため、今回の規制緩和により追加的な行政費用は発生しない。</p>

直接的な効果(便益)の把握	<p>(1) 監理技術者の専任要件の緩和により、一人の監理技術者が担当できる工事現場は2倍となるため、監理技術者一人の単位時間あたりの生産性(施工高)が向上するという効果が発生する。その効果については、工事の規模や数が建設業者によって異なることから一律に定量化することが困難であるが、一定の仮定をおいた上で試算した遵守費用の軽減効果については、以下の通りである。</p> <p>一人の監理技術者が2つの工事現場を兼務することができるようになることに伴い、本来2つの工事現場に対して2人の専任配置が必要であった監理技術者が1人の配置でよいこととなるため、監理技術者の配置配置に要する費用が、施工管理業務を行う総所要時間を200時間と仮定した場合、約76.3万円軽減される。この軽減額と、監理技術者補佐2名の配置に要する追加費用約80.8万円との合計額は、2つの建設工事現場に監理技術者を各1名専任配置する場合に要する費用と比べ、4.5万円上回り遵守費用は若干増加するが、ほぼ変わらない。</p> <p>&lt;参考&gt;  平均給与額(年間)÷年間総労働時間(事業所規模30人以上)＝監理技術者の時給  566,100円×12÷1,781時間＝3,814円  3,814×200＝762,800円  (平均給与額及び年間総労働時間については、「労働統計要覧」(平成29年)により、50～54歳、大学・大学院卒、勤続25～29年の者の給与額を引用。)</p> <p>また、限りある監理技術者を有効活用できることにより、適正な施工を確保しつつ、生産性の向上を図ることが可能となるとともに、監理技術者補佐という新たな役職を設けることにより、一定の実務経験や知識を有している若年層の技術者の活躍の場が広がることで、将来においても技術者を確保し、建設工事を持続的に施工することができるという効果が期待できるが、その効果については、定性的なものであるため、定量化は困難である。</p> <p>(2) 一人の主任技術者が下請の技術上の施工の管理を一括して行うことで、下請負人は主任技術者の設置が不要となるため、下請負人において当該主任技術者を他の工事現場に活用することが可能となるという効果が発生する。</p> <p>その効果については、一つの工事あたり締結される下請契約の数に応じ下請負人の数が変わるため、不要となる主任技術者の人数が異なるとともに、工期は工事の内容や規模によって様々であるため、一律に定量的にその効果を示すことは困難であるが、一定の仮定をおいた上で試算した遵守費用の軽減効果については、以下の通りである。</p> <p>一つの工事あたりの不要となる下請負人の主任技術者の人数を3人、工期を17日(1日あたり8時間)、主任技術者の1時間あたりの人件費を2,474円と仮定して試算すると、これら主任技術者3人×17日×8時間の業務が合理化されるという効果が発生し、約101万円の便益が発生する。</p> <p>&lt;参考&gt;  平均給与額(年間)÷年間総労働時間(事業所規模30人以上)＝監理技術者補佐の時給  4,407,000円÷1,781時間＝2,474.45≒2,474円  (平均給与額については、国税庁「民間給与実態統計調査」(平成30年)、年間総労働時間については、厚生労働省「労働統計要覧」(平成29年)による)</p>
副次的な影響と波及的な費用の把握	<p>(1) 監理技術者の複数現場兼任の前提として、監理技術者補佐を置くことを求めるが、一定の技術力を有する者であることを要件とするため、本規制緩和による安全性への影響は発生しない。</p> <p>(2) 下請の置く主任技術者が行うべき施工の技術上の管理を併せて行う、当該下請に工事を注文した建設業者の置く主任技術者は、一年以上の指導監督的な実務経験を有し、その現場に専任で配置されることを要件とするため、本規制緩和による安全性への影響は発生しない。</p>
費用と効果(便益)の関係	<p>当該規制緩和により、(1)に記載する規制緩和措置について一定の遵守費用が発生し、(2)に記載する規制緩和措置について遵守費用は発生しない。行政費用については、(1)、(2)に記載する規制緩和措置は、いずれも追加的な費用は発生しない。</p> <p>その効果については、監理技術者、主任技術者ともに、工事現場における配置要件の合理化に伴う遵守費用の低減効果が発生するとともに、限りある人材を有効活用し、建設現場の生産性を向上させつつ、適正な施工を確保することが可能となる効果が発生する。副次的・波及的な影響として本規制緩和による安全性への影響は発生しない。</p> <p>これらのことから、効果が費用を上回ると考えられることから、当該規制緩和は妥当である。</p>

<p>代替案との比較</p>	<p>[代替案の内容]  (2)に記載する規制緩和措置は規制案のとおりとし、(1)に記載する規制緩和措置について、監理技術者の兼務を容認する工事現場の数を2ではなく、4とすることを代替案とする。</p> <p>[費用]  ・遵守費用:規制緩和案より能力の高い監理技術者補佐の配置が必要となるとともに、監理技術者補佐の専任配置についても規制緩和案に比べ2人多い4人の配置に必要な費用が発生する。  ・行政費用:規制緩和案と変わらない。</p> <p>[効果(便益)]  監理技術者の有効活用が可能となることにより、生産性が規制緩和案より向上するという効果が発生する。</p> <p>[副次的な影響及び波及的な影響]  規制緩和案に比べ、監理技術者が各工事現場において施工管理に割く時間が少なくなるため、工事現場における施工管理に支障を生じさせないためには、監理技術者補佐に対し、規制緩和案と比べ、より高い能力と知識を求めることとなるが、安全性への懸念を惹起させない適切な能力・知識要件の設定に必要な知見については、本政令案施行後における本特例の活用実態等を踏まえ、安全性の確保に関する検証を通じ、知見を高めていくこととしており、現時点では更なる規制緩和を行った場合に安全性が確保されることにつき十分な知見を有しているものではない。よって、代替案を実施した場合、監理技術者補佐による施工管理の補助が十分になされず、施工に伴う工事現場における事故の発生や施工不良に伴う工事完了後における建設物の安全性不足など安全上の問題が発生する可能性を排除できない。</p> <p>[費用と効果(便益)の比較]  代替案は、遵守費用が増加し、行政費用は変わらない一方、生産性の向上という効果は規制案より高い効果が発生するが、副次的・波及的な影響として、規制緩和に伴う安全上の問題が発生する可能性を排除することができない。</p> <p>[規制案と代替案の比較]</p>
<p>その他関連事項</p>	<p>中央建設業審議会・社会資本整備審議会基本問題小委員会にて規制内容について検討が行われた。(平成30年6月22日中間とりまとめ)</p>
<p>事後評価の実施時期等</p>	<p>改正法に関する規制の事後評価とあわせて、改正法の施行の日から5年を経過した時点において、必要があると認めるときは、事後評価を実施する。</p>
<p>備考</p>	

## 規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	建設業法施行令の一部を改正する政令
規制の名称	(2)著しく短い工期の禁止
規制の区分	新設
担当部局	国土交通省土地・建設産業局建設業課
評価実施時期	令和2年3月26日
規制の目的、内容及び必要性等	<p>改正法において、建設業従事者の長時間労働を是正するため、建設工事の注文者に対しては通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期による請負契約の締結を禁止し、これに違反した発注者に対して、必要があると認めるときは、国土交通大臣又は都道府県知事は、必要な勧告等を行うことができると定められた。</p> <p>本政令案において、その勧告等の対象となる請負契約の代金額の下限については、長時間労働是正に大きな影響を及ぼす比較的大規模な工事を発注する発注者を対象とするため、建築一式工事にあつては1,500万円、建築一式工事以外の工事にあつては500万円と定める。</p>
直接的な費用の把握	
(遵守費用)	<p>今まで長時間労働を助長するような極めて短い期間を工期とする内容の建設工事を発注していた者にあつては、工期が延びることにより、例えば、自社ビルを移転する者については、現在のオフィスで営業が継続可能なため、新たな費用は発生せず、一方、オフィスのリノベーションを行う者については、代替オフィスの賃料が余計に発生したり、当該建築物で新たに賃貸事業を開始しようとしている者については、事業開始が遅れることにより営業損失等が発生すること等が考えられるが、多種多様なケースが考えられ、一律に金銭価値化することは困難である。</p>
(行政費用)	<p>比較的大規模な工事を発注する場合、著しく短い工期による請負契約を締結した発注者への勧告の検討に、1件あたり16時間、1人要するとともに、検討した勧告案に係る説明の聴取及び意思決定に8人の上司が関与し、一人あたり30分の時間を要すると仮定すると、勧告を1件行うことに要する費用は49,480円と推定される。</p>
直接的な効果(便益)の把握	<p>当該規制について、著しく短い工期による請負契約の禁止への違反行為に対し、長時間労働の是正の観点から勧告の対象とする請負契約の代金額の下限を定め、長時間労働の是正の観点から勧告対象を比較的大規模な工事を発注する発注者のみとし勧告を適切な規制担保措置とした上で、請負契約において適正な工期を設定し、建設業従事者の長時間労働を是正するという改正法の趣旨を達成することができるという効果が発生する。</p> <p>なお、長時間労働の是正による効果は、労働者のモチベーション向上を通じた労働生産性の向上、新規の人材確保による建設業の体力強化、他業種への人材流出によって生じる建設技能研修コストの無価値化の防止など様々であるため、効果の一律の定量化は困難であるが、このうち、労働者のモチベーション向上に寄与する休暇取得の拡大の効果について、一定の仮定を置いた効果の定量化の試算結果は以下の通りである。</p> <p>上記のとおり当該規制の効果について定量的に把握することは困難であり、このため金銭価値化も困難であるが、労働者のモチベーションの向上に寄与する休暇取得の拡大の効果について、例えば、建設業従事者の取得可能な休日数が、これまでの週1日から週2日になった場合において、休暇1日の余暇の増加により労働者のモチベーションが高まり労働生産性が向上することにより、それまで6日かけていた仕事を5日で終えることが可能になり、休暇1日の余暇の金銭的価値を建設業従事者が一日労働した場合に得られる金銭約17,000円(公共工事設計労務単価より試算)の50%と仮定した場合、建設業に従事する者が</p>
副次的な影響と波及的な費用の把握	<p>長時間労働の是正・柔軟な働き方に伴う余暇時間の拡大により、レジャー活動に伴う支出の増加に寄与する可能性も考えられる。</p>
費用と効果(便益)の関係	<p>当該規制により、遵守費用については、比較的大規模な工事を発注する者が適正な工期を遵守するための費用が必要となり、行政費用については、勧告及び公表に係る費用が必要となる。</p> <p>一方、その効果については、著しく短い工期による請負契約の禁止への違反行為に対し、長時間労働の是正の観点から勧告対象を比較的大規模な工事を発注する発注者のみとし、勧告を適切な規制担保措置とした上で、請負契約において適正な工期を設定し、建設業従事者の長時間労働を是正するという改正法の趣旨を達成することができるという効果が発生する。</p> <p>これらのことから、効果が費用を上回ると考えられることから、当該規制を行うことは妥当である。</p>

<p>代替案との比較</p>	<p>[代替案の内容]          著しく短い工期の禁止に違反した発注者に対して行う勧告の対象となる請負契約の代金額の下限をさらに低く設定することを代替案とする。</p> <p>[費用]          ・遵守費用: 勧告に対応するための費用が規制案より若干増加する。          ・行政費用: 勧告に係る費用が規制案より若干増加する。</p> <p>[効果(便益)]          適正な工期がより確保され、長時間労働が是正されるという効果が発生する。</p> <p>[副次的な影響及び波及的な影響]          余暇時間の拡大により、家事を代替する消費やレジャー活動に伴う支出の増加に寄与する可能性も考えられる。</p> <p>[費用と効果(便益)の比較]          代替案は、遵守費用、行政費用とも若干増加する一方、適正な工期がより確保され、長時間労働が是正されるという効果が生じるが、発生する費用と比べ小さい。</p> <p>[規制案と代替案の比較]          代替案は、得られる効果が発生する費用と比べ小さいと考えられるため、当該規制案が妥当である。</p>
<p>その他関連事項</p>	<p>中央建設業審議会・社会資本整備審議会基本問題小委員会において、規制の内容について検討が行われた(平成30年6月22日中間とりまとめ)。</p>
<p>事後評価の実施時期等</p>	<p>改正法に関する規制の事後評価とあわせて、改正法の施行の日から5年を経過した時点において、事後評価を実施する。</p>
<p>備考</p>	